

II. 自転車等駐車対策条例の制定状況

1. 調査対象等

(1) 調査対象となる条例

平成 25 年 6 月 30 日までに公布されている、全国の市町村及び東京都特別区により制定された条例

(2) 調査方法

平成 23 年 7 月 1 日以降平成 25 年 6 月 30 日までの間に制定又は改正の公布がされた自転車等の駐車対策に関する条例を収集し、過去に調査した条例に追加・修正を加え、集計した。

なお、平成 23 年 6 月 30 日以前に公布され、その後改正のなかった条例については、内閣府「駅周辺における放置自転車の実態調査結果について」（平成 24 年 3 月）の集計による。ただし平成 24 年 3 月の集計において報告等の誤りがあった条例については、これに修正を加えた。

2. 集計結果

(1) 自転車等駐車対策条例の制定状況 (3. (1)参照)

① 条例を制定している市区町村

729 の市区町村において、自転車等の駐車対策に関する条例（以下「自転車等駐車対策条例」という。）が制定されている。

② 条例数

自転車等駐車対策条例の総数は 1,114 となっている。

そのうち、放置自転車の撤去、移動について規定している条例（「以下「放置規定条例」という。」）の数は、598 となっており、平成 23 年 6 月末と比較すると、47 条例の増加となっている。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（平成 55 年法律 87）第 5 条第 4 項の規定に基づき、百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設に対して、自転車等駐車場の設置を義務付けている条例（以下「附置義務条例」という。）の数は 154 となっており、平成 23 年 6 月末と比較すると 20 条例の増加となっている。

また、自転車等駐車場の管理に関する条例（以下「駐車管理条例」という。）の数は 623 となっており、平成 23 年 6 月末と比較すると 33 条例の増加となっている。

注) 1 条例で複数の性格を有するものがあるため、上記各種類型の条例数の合計は、自転車等駐車対策条例の総数と一致しない。